

平成29年度

市民満足度アンケート調査

自由意見（要約版）に対する市の回答

箕面市

市民サービス政策室

平成29年度 市民満足度アンケート調査 自由意見（要約版） 回答一覧

分野	ご意見の要点	ページ	担当部局
1. 箕面市全般について	①まちづくり・住環境について	1	みどりまちづくり部
	②災害対策について	3	総務部
2. 健康・福祉について	③健康づくりについて	4	健康福祉部
	④高齢者福祉の充実について	7	健康福祉部
3. 子どものことについて	⑤子どもの教育（学校）について	10	子ども未来創造局
	⑥子育て支援の充実について	12	子ども未来創造局
4. 環境・みどり・まちづくりについて	⑦ごみ問題について	15	市民部 健康福祉部
	⑧バスの利便性の向上について	16	地域創造部
	⑨箕面駅周辺の活性化について	17	地域創造部 みどりまちづくり部
	⑩市の環境について	19	みどりまちづくり部
	⑪北大阪急行延伸事業について	20	地域創造部
5. 日常生活・地域活動について	⑫地域活動について	22	市民部
6. 市政の情報について	⑬広報について	24	市政統括
7. その他	⑭ふるさと納税について	26	地域創造部

分野	1. 箕面市全般について
ご意見の要点	①まちづくり・住環境について

【主な自由意見の内容】

- ・ 景観に配慮してもらいたい。
- ・ 家の壁の色が、景観条例に合わないため、長期優良住宅に指定されなかった。そんな条例はおかしい。
- ・ まちづくりの取り組みについて、積極的な情報公開と意見集約の場を提供してほしい。
- ・ 空き家対策を。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●景観の配慮について

箕面市では、平成3年に箕面市都市景観基本計画、平成9年に箕面市都市景観条例を制定し、大規模な開発や建設行為について事前の届出による調整の制度を整え、平成10年に箕面のシンボルでもある北摂山系の山なみ景観を保全する「山なみ景観保全地区」を指定し、平成20年に景観法に基づく箕面市景観計画を策定しました。これらにより、景観に関する基準や事前の協議を制度化し、市域で開発や建設行為等を行う方々に景観的な配慮や良好な景観形成への協力をいただくことで、魅力あるまちなみ景観の保全と創造にこれまで取り組んできました。今後も、箕面市の代表的な景観要素である北摂山系の山なみ景観の保全をはじめ、個性ある地域の景観を創出する都市景観形成地区の指定などに取り組んでいきます。

●長期優良住宅の認定に関する基準について

長期優良住宅の認定に関する基準については、当該住宅が長期にわたり使用され良好な景観形成に大きな影響を与えるものとなることから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定に基づき「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものの基準」として、景観法第8条に基づく箕面市景観計画に定めた建築物の外観の色彩基準を適用しています。

●まちづくりの取り組みに関する情報公開と意見集約の場について

箕面市では、立地適正化計画などまちづくりに関する方針策定の際には、素案策定の段階でパブリックコメントや説明会を実施するとともに、関係団体との意見交換を行っています。また、都市施設や地区計画、景観計画等の決定等の際には、必要に応じてパブリックコメントや説明会を行うほか、法令に基づく案の縦覧の実施や意見書の提出について広報紙「もみじだより」により周知を図るなど情報公開や意見の集約

に努めています。

●**空き家対策について**

毎年、現地調査等により、市内の空き家状況の把握に努めています。また、市民の方等から通報や情報提供があった物件についても現地調査を行い、必要に応じて所有者等に改善に向けた指導を行っています。

分野	1. 箕面市全般について
ご意見の要点	②災害対策について

【主な自由意見の内容】

- ・土石流、がけ崩れ、地滑り対策をお願いしたい。
- ・南海トラフ地震に対する市民の認識が甘い。
- ・高齢夫婦世帯が多いので、災害時の避難や救助等が心配である。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●土石流・崖崩れ、地滑り対策について

土石流・崖崩れ対策については、土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）内に人家がある箇所を対象として、大阪府に対策工事を要請するとともに、大阪府の施行対象とならない箇所（被害想定人家が5戸未満の箇所）については市が対策工事を行います。

地滑りについては、市内では土砂災害防止法に定められた警戒区域はありません。また、土石流、がけ崩れが発生する可能性のある地域については、大阪府が新たに警戒区域を指定するたびに、最新のハザードマップを作成し、全世帯に配布し注意喚起を行っています。

●南海トラフ地震について

南海トラフ地震については、今後30年以内に70～80%の確率で発生し、箕面市では、最大震度6弱の揺れがあると予測されています。本市では、明日起こるかもしれない巨大地震への備えについて、広報紙「もみじだより」や防災講習会などあらゆる機会を捉え、市民の皆さんの防災意識を醸成する取り組みを行っています。

●災害時の避難や救助について

箕面市では、広報紙もみじだより平成30年9月号で、建物の構造とお住まいの地域がハザードエリアの内か外かにより、「屋内で安全確保」あるいは「避難所に避難」のどちらが安全かをあらかじめ知り、災害時に取るべき行動を知っていただくよう啓発しており、地域の要望によっては担当室の職員による地震や風水害に関する講習会や、大阪府職員も交えた地域説明会なども実施しています。

また、災害発生時の避難については、市では避難情報をできるだけ早く、まだ雨風が強くない明るいうちに発令するようにしています。高齢夫婦世帯など、ご自宅での避難が不安な方は、避難情報のうち「避難準備（高齢者等避難開始）」が発令された段階で避難所への避難をお願いしています。また、災害時の避難や救助等が心配な場合は、迷わず市にご連絡ください。

分野	2. 健康・福祉について
ご意見の要点	③健康づくりについて

【主な自由意見の内容】

- ・安心で安全なウォーキングコースを作してほしい。
- ・温水プールがほしい。
- ・気軽に参加できる体操教室等があれば知りたい。
- ・元気な高齢者がボランティア活動を出来る場について情報提供してほしい。

現在の制度・実施内容の概要

●ウォーキングコースについて

現在箕面市では、毎月第三木曜日に「みのおウォーキングデー」を開催しており、このコースが安心で安全な道として推奨しております。市内西部地域、東部地域、滝道の3コースを設定しており、各コースとも距離は4～5キロメートルです。ウォーキングマップは市のホームページにも掲載されており、総合保健福祉センターや各種健康イベントでも配布しています。

●温水プールについて

現在箕面市では、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康増進及び体力づくりを推進するため、通年で利用できる「総合水泳・水遊場」の整備を検討しており、温水プール整備・維持管理・運営についての実現に向けた市民アンケート、施設の規模・設備や運営方法、採算性の検討など多角的な調査・検討を行う「温水プール整備検討業務委託」を実施しているところです。

●体操教室について

65歳以上のかたを対象に市主催の体操教室等を次のとおり実施しています。

※平成30年度は既に終了しているものも含まれます。

教室名	内容
膝痛予防教室	膝痛の原因や予防方法、姿勢や日常生活動作の注意点などをお伝えし、対象を行う教室
腰痛予防教室	腰痛の原因や予防方法、姿勢や日常生活動作の注意点などをお伝えし、対象を行う教室

骨盤底筋運動教室	尿漏れの予防・改善についてお伝えし、体操を行う教室（女性限定）
転倒予防教室	転倒の不安があるかた、予防したいかたを対象に、予防方法などをお伝えし体操を行う教室
お口元気アップ教室	むせやすい、口が渇くなどの悩みに対し、お口の機能低下の予防や手入れについてお伝えする教室
歌って笑ってお口の教室	音楽療法士が口腔機能向上のための歌やお口の体操をお伝えする教室
認知症予防教室	認知症を予防するための脳トレや運動などをお伝えする教室

その他、市内の街かどデイハウスで、介護予防のための運動教室、認知症予防教室を実施しています。

名称	住所	電話番号
街かどデイハウス「ここ茶ろん」	西小路 3-12-6	072-724-8969
街かどデイハウス「よってんか」	萱野 2-1-14	072-725-3580
街かどデイハウス「わっはっはクラブ」	瀬川 2-1-18	072-720-7671
街かどデイハウス「ゆうゆう」	百楽荘 3-3-19	072-721-6333
街かどデイハウス「コンセール」	西小路 5-4-2 オフィス3階	072-721-0551
街かどデイハウス「ひまわり栗生」	栗生間谷西 4-2-21-203	072-729-7553

●ボランティア活動について

ボランティアなどの人材育成のための養成講座を開催しています。

講座名	内容
介護予防推進員養成講座	多くのかたが介護予防に取り組めるよう、地域で高齢者の健康づくり（介護予防）を支援する人材を育成。
認知症予防推進員養成講座	認知症について理解を深め、地域で認知症予防活動を普及する人材を育成。

修了者のうち希望者はボランティア登録をし、体操や介護予防活動の普及にご協力いただきます。

現状に対する考え方

●ウォーキングコースについて

3コースとも安心・安全以外にも景色や運動強度が良く、ウォーキングをこれから始めてみようというかたにはぴったりの道です。ただ、滝道は市民のかたになじみのあるウォーキングコースである一方で、西部地域と東部地域のコースは、みのおウォーキングデイに参加していないとわかりづらい、そのルートは自宅から遠いというご意見も頂戴しています。今後は、市民のかたが身近な場所で自分の好きな時間に、安全・安心してウォーキングが行えるように整備していく必要があると考えています。

●温水プールについて

「温水プール整備検討業務委託」にて、利用ニーズの調査予測として市民アンケート及び近隣既存施設での出口調査を実施するとともに、施設の建設費や管理・運営方法などから採算性の検証を行い、実現の可能性を調査しているところです。

これからの取り組み

●ウォーキングコースについて

市内全域の道に関して調査を行い、ウォーキングに適した道を選定し、必要な整備を検討していきます。

●温水プールについて

「温水プール整備検討業務委託」の最終報告を受けた後、市民のみなさまの需要や施設の採算性等を確認の上、温水プール整備の必要性を検討していきます。

分野	2. 健康・福祉について
ご意見の要点	④高齢者福祉の充実について

【主な自由意見の内容】

- ・認知症高齢者を地域で支える取り組みがみえない、認知症対応型共同生活介護の数が少ない。
- ・高齢者にわかりやすく、参加しやすい介護予防サービスの充実を希望する。
- ・核家族が多いため、高齢者が元気なうちに、福祉に対する知識を提供してほしい。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●認知症高齢者を地域で支える取り組みについて

現在箕面市では、下記のとおり実施しています。

取り組み内容	実績 (12月現在)	目標値	
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 認知症予防教室の開催【1クール12回・3クール】 (元気な高齢者や認知機能低下者向けの認知症予防のための教室)	実53人	実60人	実60人
② 認知症サポーター養成講座の開催 (認知症を正しく理解し、地域の見守りの担い手となる市民である認知症サポーターを養成する講座)	502人	延1,500人	延1,500人
③ 認知症サポーターフォローアップ研修の開催 (認知症サポーターの知識のスキルアップとサポーター同士の繋がり、地域活動への広がりを学ぶ研修)	1回	1回	1回
④ 認知症キャラバンメイトフォローアップ研修の開催 (見守りの担い手養成を進めるため、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトのスキルアップのための研修)	1回	1回	1回
⑤ 認知症予防推進員養成講座の開催 (地域の通いの場などで、認知症予防と啓発を担うボランティアを養成する講座)	実13人	実20人	実20人

⑥	認知症自主グループへの支援 (認知症予防に関する理解を深めるため、認知症自主グループなどに対して認知症予防に役立つプログラムができるよう支援を行う)	全 5 か所	全 10 か所	全 14 か所
⑦	認知症カフェの支援 (認知症高齢者等と家族が気軽に外出したり、認知症に関して相談できる場所などの支援を行う)	全 6 か所	全 10 か所	全 14 か所
⑧	認知症初期集中支援推進事業の実施 (医療や介護サービスにつながない認知症高齢者等とその家族に対し、適切かつ必要なサービスが受けられるよう専門職が医療機関への受診勧奨や同行受診を行う)	135 人	180 人	180 人
⑨	認知症高齢者等への声かけ訓練の実施 (認知症のかたへの声かけの方法など、実践的な見守りが出来ることを目的とした訓練を行う)	3 か所	6 か所	14 か所
⑩	認知症安心ガイドの作成・配布 (認知症高齢者等の相談先の紹介、認知症状の状態に応じたサービス利用の促しや、医療機関の受診勧奨に活用する箕面市版認知症ケアパスを作成・配布する)	・ 広報に特集記事掲載 ・ 自治会等に配布	介護保険料決定通知書に同封予定	随時配布
⑪	タブレットによる認知症チェックの実施 (高齢者くらしサポートへの相談者、稲ふれあいセンター、高齢者サロン等でタブレットによる簡易認知機能検査を行い、認知症の早期発見を行う)	12 月より運用開始	2,000 人	2,440 人
⑫	高齢者見守りサービス otta の利用促進 (見守り端末 otta を認知症高齢者等に持ってもらい、市内 700 か所の検知器や otta の検知器となるアプリをインストールした見守り人を増やし、高齢者見守り体制を強化する)	登録者 55 人	登録者 85 人	登録者 115 人

●認知症対応型共同生活介護の数について

認知症対応型共同生活介護の整備については、高齢者や介護者の実態やニーズなどを考慮し、箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備を実施しています。現時点での市内における認知症対応型共同生活介護は、高齢者向け住宅など、多様な住宅供給により充足していると判断しています。今後も、認知症対応型共同生活介護は認知症高齢者の住まいの確保に必要であると認識し、高齢者向け住宅など、多様な住宅供給の動向を見ながら、必要量の整備を進めていきます。

●介護予防サービスの充実について

市が実施する介護予防事業については、市広報紙、市ホームページで情報提供を行うとともに、広報チラシの介護保険料決定通知書への同封や自治会回覧により周知・広報を進めています。今後も介護保険事業について必要な方が利用しやすいように、周知・広報の方法を工夫していきます。

また、各関係機関と連携しつつ、あらゆる機会や手段により高齢者のニーズを把握しながら、介護予防事業を進めていきます。

●高齢者福祉に対する知識の提供について

現在、高齢者福祉サービスなどに関する情報を掲載した「高齢者福祉のご案内」冊子や介護予防に関するチラシなどを配布し、併せて市ホームページへの掲載を実施しています。今後も、必要なかたに情報が提供できるように工夫していきます。

また、現在、箕面シニア塾での介護予防に関する講座や健康長寿に関するイベント開催、市医療職による健康相談・健康教育の実施など介護予防に関する知識を提供できる場を設けています。今後も、あらゆる機会により情報提供や相談できる場を設けていきます。

分野	3. 子どものことについて
ご意見の要点	⑤子どもの教育（学校）について

【主な自由意見の内容】

- ・不登校や虐待について、どのように把握しているのか。
- ・給食では診断書がないとアレルギー食品を除去してもらえないので、一旦子どもに配布するものの廃棄することになる。食育上、いかがなものか。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●不登校や虐待について

不登校や虐待について、学校教職員が事象を把握した場合は、管理職、生徒指導主事や生徒指導担当を中心に情報共有しています。

また、不登校の場合は教育センターなど、虐待の場合は警察・池田子ども家庭センター・児童相談支援センターなどの関係機関と連携して対応しています。

●児童虐待の把握について

児童虐待防止法により、国民が児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、市町村・児童相談所等へ通告することになっています。特に「学校、児童福祉施設、病院、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めること」と規定されており、学校・保育園・幼稚園等では児童虐待の早期発見に努めています。

児童虐待防止法の実施内容としては、箕面市では、教育委員会子ども未来創造局児童相談支援センターが児童虐待の通告等を受け、児童虐待を把握し、子どもの安全確保のための対応を行っています。また、児童福祉法にもとづく要保護児童対策協議会を設置し、地域の関係機関が連携して子どもや家庭を継続的に支援する体制をつくっています。

子どもたちが通う学校・保育園・幼稚園等では、早期発見・通告だけでなく、児童虐待の予防・子どもの安全安心のため、日々子どもを見守りながら継続的な支援を行っています。

●学校給食のアレルギー対応について

箕面市の学校給食における食物アレルギーの対応は、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び大阪府の「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づいているため、保護者からの申請の際には「医師の診断による学校生活管理指導表または診断書」の提出を必須としています。この申請をいただいたうえで、「食べられない食品を除いた除去おかずを提供する」か、もしくは「その食品

を含むおかずは提供しない」という対応を行っています。

食物アレルギーをお持ちのお子さんに対して、実際に学校でどのような対応が必要かについては、学校が保護者のかたとの面談を行って相互理解の上で決定していますので、食育の面からも問題はありません。

分野	3. 子どものことについて
ご意見の要点	⑥子育て支援の充実について

【主な自由意見の内容】

- ・10月入所ができる保育所がほしい。
- ・一時保育の枠を増やしてほしい。
- ・保育所を増やしてほしい。
- ・近所に保育所に通う保護者がなく、情報交換ができない。
- ・子どもが減って、こども会が無くなっている。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●保育所の整備状況について

箕面市では、復職しようと思ったときにいつでも子どもが保育園に入れる「通年の待機児童ゼロ」をめざし、第三次箕面市子どもプランに基づき保育所整備を行っています。

〈平成29年度以降の整備状況〉

開設時期	整備内容	園名	定員	設置場所
H29年4月1日	新設	あい保育園牧落	90	牧落2丁目
H29年4月1日	新設	こぐまの森保育園箕面彩都園	30	彩都栗生南2丁目
H29年4月1日	定員拡大	箕面保育園	20	箕面5丁目
H29年4月1日	新設	みのおっこ保育園	30	萱野5丁目
H29年12月1日	新設	トレジャーキッズあおみなみ保育園	80	彩都栗生南2丁目
H30年4月1日	新設	トレジャーキッズいまみや保育園	80	今宮3丁目
H30年4月1日	新設	フェアリーキッズ保育園桜井	12	桜井1丁目
H30年4月1日	新設	保育園みのおのおうち	19	船場西2丁目
H30年4月1日	新設	Pingu's English 彩都小規模保育園	19	栗生間谷東5丁目
H30年9月1日	新設	トレジャーキッズにしじゅく保育園	90	西宿2丁目
H30年10月1日	新設	こぐまの森保育園箕面園	90	栗生外院2丁目
H30年12月1日	新設	どんぐり保育園	19	牧落3丁目
H31年4月1日 (予定)	新設	さくらさくみらい 箕面（仮称）	81	船場西3丁目

●一時保育について

現在、箕面市では、一時保育を、小野原学園、紅葉夢保育園、瀬川保育園、箕面保育園、めばえ保育園、みすず学園森町こども園の6園で実施しています。

各園の一時保育の定員については、当日の受け入れ児童の年齢によって、1日あたりの受け入れ人数が決まります。保育士体制のなかで最大の受け入れができるよう実施しています。また、一時保育の実施園について、利用ニーズの高い彩都地域での実施を予定しています。

そのほかに、保育所での1日型の一時保育に加え、1時間単位で預けられる、ちょこっと保育「あそびー」「まみーず」も実施しています。

●保育所に通う保護者同士の情報交換について

保育所については、小学校のように校区がなく、市内の広範囲から通えることから、近所の保護者は少ないこともありますが、保育所における懇談会や行事等を通じて、保護者同士が関わるきっかけとなっているようです。

また、保護者会組織のある保育所もあり、保護者の意見交換、交流の場となっているようです。

●こども会について

現在箕面市には、27の単位こども会と、8の校区こども会があり、随時会員募集をしています。ピーク時の昭和57年には、会員数も1万人を超え、加入率は88.3%あり、「こども会に入っているのがあたりまえ」でしたが、時代の移り変わりにより、子どもたちの遊び方が大きく変わったことや、塾やスポーツクラブなどの学校外での活動の多様化、共働き家庭の増加による保護者の負担感の増加などにより、加入率は年々減少しています。

しかし、こども会は、小学生の子どもたちが異年齢集団の中で、家庭・学校・習い事ではできない様々な活動を経験することによって、生きる力、つながる力を育む社会教育の場です。また、大人にとっても、自分の子ども以外の子どもの関わりを経験したり、地域イベントなどを通じて、子どもと関わる楽しさや地域全体で子どもたちを育てる意義、コミュニティーの大切さを実感する機会となっており、子どもにとっても保護者にとっても、「地域デビュー」のきっかけとなるものです。

平成27年頃から、こども会の上部組織である「箕面市こども会育成協議会」と連携し、保護者の負担を少しでも減らせるよう改革を試みてきましたが、こども会加入率の減少に歯止めがかからない状況が続いています。そのため、これまで各こども会からこども会育成協議会役員・理事を選出し、校区のとりまとめや中央行事の運営、こども会の支援等を担っていただきましたが、こうした役割をなくすことで保護者の負担を大きく軽減し、単位こども会の活動に専念できる体制とするべく、こども会の活性化のため、平成30年度末をもってこども会育成協議会は解散することになりました。

平成 31 年度からは、教育委員会が直接、単位こども会の活動を支援することとし、「こども会に入ったら役員が大変」というマイナスイメージを払拭して、こども会の加入率をあげていきたいと考えています。

具体的な支援策としては、こども会の全体行事である「リーダーキャンプ」「リーダー企画・運営研修会」「ドッジボール大会」「子どもによる企画・運営行事」の実施、こども会への交付金、施設の減免などについて教育委員会が行います。

また、今までこども会育成協議会理事会経由で情報伝達していた事柄については、基本的には郵送やメールにてお知らせし、必要に応じて説明会を開くこととし、なるべく単位こども会役員の負担が少なくなるよう工夫していきます。

さらに、こども会が今後の活動をしていただくなかで、何かお困りごとがあれば、教育委員会にご相談いただき、一緒に考えていきます。

分野	5. 環境・みどり・まちづくりについて
ご意見の要点	⑦ごみ問題について

【主な自由意見の内容】

- ・ごみ収集の時間が不規則である。カラス対策のため、時間を決めてほしい。
- ・段ボール等の古紙回収数を増やしてほしい。
- ・体が不自由になったときのごみ出しが不安である。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●ごみ収集の時間・カラス対策について

ごみの収集時間につきましては、当日の交通状況やごみの量により、毎回決まった時間に収集することは困難です。

カラス対策につきましては、環境整備室にてごみネットの貸出を行っていますので、申込みにより貸出させていただきます。詳しくは、環境整備室までご連絡願います。

●段ボール等の古紙回収数について

段ボール等の古紙回収を行う集団回収につきましては、お住まいの地域にも異なりますが、現在月1回程度の回収を行っております。こちらの集団回収は地域の自治会やこども会等にご協力いただき実施しているものです。自治会やこども会内での意見を集約していただき、環境整備室へご相談いただければ、ご希望に沿える場合がありますので、よろしくお願ひ申しあげます。

●体が不自由になったときのごみ出しについて

箕面市では、ごみ出しなどを含めた生活全般にお困りごとが出てきた場合は、高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）に相談していただくことで、お体の状態を確認し、ヘルパー等による家事支援や自費サービスなどを受けることができます。

その中で、ごみ出しの支援対象となるかたは、

- ①マンションの集合住宅で、自宅前でごみが回収されないかた
 - ②ごみステーション方式を実施している地域で、自宅前の路上でごみが回収されないかた
 - ③自宅前の路上で回収されるが、玄関先か道路までが階段になっていて、ごみを運びづらいかた
- となります。

そのほか、市ではごみ出しに困っている高齢者を支援していただける自治会等を募集し、補助を行っています。地域の見守り、支援が広がるように、制度の周知・広報を行っています。

分野	5. 環境・みどり・まちづくりについて
ご意見の要点	⑧バスの利便性の向上について

【主な自由意見の内容】

- ・足が悪いので、バス停に椅子を設置してほしい。
- ・箕面市は交通の便が悪い。
- ・東西の移動が不便である。
- ・バス便がわかりにくい。

これまでの経過、現在の状況

箕面市域においては、市街地が東西に広がっている一方、鉄道が西部地域にしかなく、また、バス路線も千里中央駅を中心とした南北中心の路線となっていることから、市内東西方向の公共交通が十分ではありません。そのため、市民の自動車への依存度が高く、今後の高齢社会の進展により、自動車が運転できなくなることで移動困難となる市民が増加することが予想され、公共交通の充実は今後のまちづくりにおいて必要不可欠なものとなっています。

これからの取り組みなど

箕面市では、北大阪急行線の延伸にあわせ、新駅を中心にバス路線の再編を行うことで、積年の課題である市内東西交通の不便さを抜本的に解消することになります。また、北大阪急行線の延伸は、大阪都心へのアクセスが格段によくなることから、市域全体の交通の利便性が向上し、高齢社会に向けての大きな課題である自動車依存度の低減につながるものと考えています。

現在、鉄道延伸に伴うバス路線の再編に向けて「箕面市地域公共交通網形成計画」の作成に取り組んでおり、市内全てのバス路線について、各種調査・分析を実施し、市民、利用者の意向を聞きながら検討を進めます。

また、バス便の分かりにくさについて、現在、バスマップの配布や、市の刊行物、ホームページ等でバス路線を広報していますが、複雑なバスの路線網を分かりやすく広報する方法について検討を進めます。

さらに、バス停の椅子については、オレンジゆずるバスの検討の中では、利用者のバス待ちの負担を軽減し、利用促進を図ることを目的に、利用者が多い乗り継ぎ拠点等の主要なバス停でのベンチや上屋の設置を進めてきました。今後は、利用状況や歩道幅員等に応じて、沿道住民の協力も得ながら、検討したいと考えています。

分野	5. 環境・みどり・まちづくりについて
ご意見の要点	⑨箕面駅周辺の活性化について

【主な自由意見の内容】

- ・滝道の景観が保たれるよう、指導してほしい。
- ・大阪に来た観光客が箕面を宿泊地として選択できる環境を。
- ・箕面の滝の集客を増やすアイデアが少ない。
- ・箕面駅周辺に商業施設をつくってほしい。サンプラザが活かされていないので活性化を。

これまでの経過

箕面市観光協会や箕面商工会議所等、関係団体とも連携しながら、箕面大滝を始めとする観光資源の発信に努めてきました。

紅葉期とそれ以外の時期で来訪者数に大きな差があることから、新緑やホタル、夏の納涼といった時期の集客にも力を入れてきました。

現在の状況

箕面市では、滝道沿道を箕面市都市景観基本計画および箕面市景観計画に基づいて景観配慮地区に指定し、建設行為等を行う前に協議、指導することにより、良好な景観の形成を図っています。

大阪から30分で行ける国定公園という好立地を積極的にアピールし、また、箕面駅から箕面大滝までの滝道は舗装されていることから、思い立ったら誰もが気軽に自然を満喫できるという利点を活かして、「箕面川床」の復活や四季折々のイベントを実施しています。

最近では、物見遊山な観光よりも、訪問先でしかできない体験機会の提供等が人気傾向にあることから、事業者・店舗の協力を得て、写経、もみじの天ぷら揚げなどが体験できる「箕面版体験プログラム」を開発・実施しています。こうした取り組みを市内の観光資源の掘り起こしにつなげ、新たな集客効果を生み出すだけでなく、滞在時間の延長による宿泊機会の増加に寄与するよう取り組みます。

また、国定公園を訪れる観光客に箕面駅周辺及び市内への回遊を促すため、周辺飲食店などを掲載したマップを作成、積極的に配布しています。

サンプラザは、第1立体駐車場から直接アクセスできる連絡通路を整備し、郷土資料館のリニューアルも行いましたが、引き続き他の区分所有者とともにビルの活性化を図ります。

これからの取り組み

箕面市への来訪者が、滞在中の経験等を通じて「箕面はいいところ、いつか箕面に住んでみたい」といった好印象を受けることで、将来、居住地の候補となるよう、本市の定住促進に寄与することを意識した取り組みを進めます。

特に、商業の活性化においては、その一翼を担う事業者の意識やアクションがポイントになるため、地域の特性に応じた取り組みを商工会議所、TMO（タウンマネジメント機関）会社等とも連携しながら支援を行います。

分野	5. 環境・みどり・まちづくりについて
ご意見の要点	⑩市の環境について

【主な自由意見の内容】

- ・緑のまちづくりに力を入れてほしい。緑が少なくなっている。
- ・街路樹の落ち葉を清掃してほしい。
- ・犬のフンの放置が多い。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●緑のまちづくりについて

箕面市まちづくり推進条例により、建築行為の際の緑化基準を定め、遵守するよう指導しています。さらに大規模な建設行為がある場合は、緑地、公園等の設置も定めており、緑豊かなまちづくりに努めております。

●街路樹の落ち葉について

現在、箕面市では、街路樹の落葉時期にあわせて、落葉の多い路線では清掃作業を月に2回程度実施しています。落葉が多い場合は道路管理室へご相談ください。

また、一部の歩道で定期的に清掃などを行う活動に対し、交付金を交付する制度を実施しています。詳しくは道路管理室へお問い合わせください。

●犬のフンの放置について

広報紙「もみじだより」とホームページで、犬が散歩中に排泄したフンの持ち帰りを呼びかけています。また、啓発ポスターを作成して、犬のフン害が多発する場所に掲出することにより、飼い主のマナー向上に努めています。

分野	5. 環境・みどり・まちづくりについて
ご意見の要点	①北大阪急行延伸事業について

【主な自由意見の内容】

- ・北大阪急行延伸と新名神の開通で、市内の交通状況の変化を注視している。
- ・北大阪急行延伸に伴い、橋を公園まで伸ばすと聞くが、費用対効果が正しく想定されているのか不明である。
- ・船場地区の開発が目を見張るような予算で進行しているが、市民に進行状況を周知しているのか。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●北大阪急行延伸と新名神の開通による市内の交通状況の変化について

北大阪急行延伸により、新駅が2つできることにより、市街地の大部分が徒歩または自転車で駅に直接アクセスできるようになり、特に、自動車依存度の高い中部、東部地域の住民が鉄道を利用する機会が大きく増え、自動車依存傾向が大きく軽減されるものと考えられます。

また、現在の千里中央駅ではなく、新駅を利用することで、大阪都心までの時間短縮効果があることから、公共交通への転換を促す大きな要素となります。

さらに、新駅ができることにより、現在の千里中央駅・北千里駅を中心としたバス路線から、新駅を中心としたバス路線に大きく再編される予定です。この再編により、これまで不便だった市内の東西接続が格段に良くなることから、市域全体の交通利便性が向上し、高齢社会に向けて大きな課題である自動車依存度を市全体で低減することが可能となります。

また、北大阪急行延伸に伴い、箕面船場阪大前駅の駅本体およびエントランスが国道423号の東側にできることから、国道423号の西側から駅やその周辺施設に徒歩でアクセスするためには国道423号を横断する必要があります。現在、西から東へ国道423号を横断する歩行者の動線は、新船場北橋と新船場南橋の2箇所を通行するルートがありますが、どちらも交通量が多い危険な道路と交差点を通らなくてはなりません。そこで、西側から多くの歩行者の安全を確保するために、国道423号をまたぎ、駅のエントランスや周辺施設のメイン動線と直接つながる歩行者デッキを整備します。

歩行者デッキの利用者数予測では、デッキを新船場西公園まで接続することによって、高齢者や子どもも含めて1日あたり約1,000人の方が歩行者デッキをご利用されるかと考えています。往復利用では、1日あたり2,000回の危険が回避できることとなるため、国道423号の西側からアクセスされる方にとって、必要不可欠なものと考えています。

●開発の進行情報の周知について

北大阪急行線の延伸及び新駅周辺のまちづくりに関する最新情報は、箕面市のホームページに掲載しています。

【北大阪急行線の延伸と関連まちづくりの最新情報はこちら！】

<http://www.city.minoh.lg.jp/kitakyu/kitakyu-enshin.html>

文化ホール・図書館・生涯学習センター等の複合公共施設を整備・運営するPFI事業者が決定した際等、新駅周辺のまちづくりの節目には、市ホームページだけではなく、広報紙「もみじだより」にも記事を掲載し、広く市民に周知しています。

そのほかに、箕面市では北大阪急行線の延伸や新駅周辺のまちづくりについて、事業内容や必要性、効果をより市民に知っていただくため、毎年7月頃に市内の公共施設数箇所において市民説明会を開催しています。

また、公共施設の工事開始前等の節目にあわせて、工事のスケジュールや施設の概要について説明する工事説明会等も開催しています。説明会開催のご案内は、箕面市のホームページのほか、広報紙「もみじだより」にも掲載しています。

なお、10人程度集まっていただければ、計画の内容や現在の進捗状況等、市役所の職員が出張して説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

分野	6. 日常生活・地域活動について
ご意見の要点	⑫地域活動について

【主な自由意見の内容】

- ・自治会の退会者が増えて、近所のつながりが薄くなり、不安に感じている。
- ・マンション等の管理組合は地域活動に参加しているが、自治会と比べて補助金等に差があるように思う。
- ・地域の人との交流が少なく、連帯感がないと感じる。
- ・地域活動は、現役世代が参加しやすいように、自由に、気軽に参加できるようにしてほしい。

回答（これまでの経過、現在の状況、これからの取り組みなど）

●自治会の必要性について

箕面市には、平成29年末現在293の自治会が結成されています。平成9年から比較すると、自治会数は76増加しているものの、加入世帯数は371世帯減少し、箕面市全体の世帯数増加13,346世帯に自治会加入世帯の増加が追いついていない状況です。これは、時代の移り変わりにより、共働き世帯の増加や自治会活動による負担感を感じておられることにより、未入会や退会が増えているものと思われます。

これまで箕面市は、市ホームページや広報紙「もみじだより」などで自治会の必要性を発信し、加入促進に努めてきました。現在、各小学校区で設立している地区防災委員会をはじめ、自治会には地域のセーフティネットの核として災害時の安否確認など重要な役割を担っていただいています。自治会に加入することにより、日頃から顔の見える関係を築き、災害時に家族や隣人の命を守り合う地域の絆が生まれることを市民のみなさまに強く訴え、自治会加入率の向上をはかり、地域コミュニティの形成を促進するとともに、自治会の事務負担を少しでも軽減できるようにしたいと考えています。

お住まいの地域の自治会の確認は、市ホームページに掲載されている自治会マップで確認いただくか、市役所自治会係にお問い合わせください。

また、自治会に関することで何かお困りのこと等がありましたら自治会係へご連絡ください。

●マンション管理組合への補助金について

市では、自治会への補助金はあくまでも「〇〇自治会」を結成し、届出されている場合のみ対象としています。マンション管理組合も地縁団体として認識していますが、結成の目的が異なりますのでご了解ください。

●地域活動について

各自治会では、地域の実情に応じて、子ども向けのイベントなど現役世代が参加しやすい活動も実施しています。

分野	7. 市政の情報・広報について
ご意見の要点	⑬広報について

【主な自由意見の内容】

- ・ 広報紙が読みづらい。
- ・ サービスをもう少し広報してほしい。
- ・ 市政情報を紙媒体で発信しても、若い世代は関心が薄い。SNS等の検討を。

現在の状況

現在、箕面市では、広報紙「もみじだより」を毎月1回発行し、市内全世帯と希望する事業所に配布しています。巻頭特集（カラーページ）では、市の重要な施策や新たな取り組みなどを中心に掲載し、それ以降のページでは各部署からのお知らせなどあらゆる市政情報を掲載しています。

また、広報紙の制作・発行にあたっては、市域のあらゆる情報を市民にわかりやすく効果的に伝えるため、情報発信事業とまちづくり事業を担う箕面FMまちそだて株式会社に平成22年から委託しています。これにより、民間事業者ならではの柔軟な発想力と高いデザイン力をもって制作しています。

【広報紙の発行概要】

- 発行回数：月1回（毎月1日発行）
- 発行部数：65,300部（平成30年12月号実績）
- サイズ：A4版36ページ（巻頭特集はカラー、他は2色印刷）
- 配布方法：市内全世帯と希望する事業所へポスティング配布
- 制作・発行：箕面FMまちそだて株式会社へ委託

市の情報発信媒体としては、広報紙のほかに、市ホームページやブログ、ツイッターなどのSNSがあります。市ホームページには、市政のあらゆる情報を常時掲載しておりますが、一方、各SNSではその目的別に随時情報を発信しています。

【SNSの概要】

SNS名	発信内容	担当室
撮れたて箕面ブログ	市内の出来事やイベント情報などを紹介	市政統括箕面広報室
部長ブログ@箕面市役所	各部長が市の動きや各部署の仕事紹介など市のホットな話題を紹介	

新人奮闘記！	新人職員が、日々の業務に奮闘する様子を率直に綴る	
箕面営業室ツイッター	箕面の営業マンとして、市に関する魅力ある情報を発信	地域創造部箕面営業室
滝ノ道ゆずるツイッター	箕面の柚子 PR キャラクター「滝ノ道ゆずる」が情報を発信	
市民安全ツイッター	不審者情報や災害時の避難所開設情報など、市民の安全に関わる情報を発信	総務部市民安全政策室
市民安全 LINE		

これからの取り組みなど

広報紙が読みづらいというご意見は真摯に受け止め、委託事業者の箕面 FM まちそだて株式会社と連携し、今後、広報紙を作成する中でより分かりやすい・読みやすい紙面作りを心がけていきます。

また、各サービスの広報は、サービスの対象者にあわせて広報紙やチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用し、サービスの周知に努めます。

SNS を閲覧するには、パソコンやスマートフォンなどの機器が必要なうえ、SNS に各自で登録する必要があります。そのため、必ずお知らせすべき内容を広報するには適切な方法ではなく、今のところ広報紙の配布を一部中止し、代わりに SNS で発信する体制に移行することは、すぐには考えていません。しかしながら、今後、情報媒体の発達や他自治体の取り組み事例なども参考にし、市民の皆様にわかりやすく情報を伝えられるよう、より良い方法を検討していきます。

分野	8. その他
ご意見の要点	⑭ふるさと納税について

【主な自由意見の内容】

- ・ふるさと納税をしたいが、詳細を知らないので、できない。

これまでの経過

ふるさと納税とは、自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという納税者の思いを実現し、ふるさとへ貢献するための寄附制度で、平成 20 年（2008 年）から始まり、箕面市では平成 21 年（2009 年）から導入しました。

日本全国のどの自治体（都道府県含む）に対してでも寄附することができ、寄附金額から 2 千円を除いた金額が、所得税、住民税から軽減（控除）されます。

一番お得な寄附額は、世帯構成（独身、夫婦、共働き＋子ども 1 人など）と給与収入（1 月～12 月）によって計算できます。箕面市民の方は、税務課にお問い合わせください。

箕面市民のかたが箕面市に対し、ふるさと納税制度を利用して寄附することもできます。この場合、本来、国や府に行くはずの税金が箕面市への寄附金となるので、市にとってもお得になります。

現在の状況

箕面市への寄附方法は以下の7種類です。(自治体によって寄附方法は異なります。)

インターネットで	コンビニで	市役所で	郵便局で	銀行で
1 クレジットカード 2 インターネットバンキング	3 現金 <small>※ファミリーマートではファミマTカード、セブンイレブンはnanacoでもお支払いできます。</small>	4 現金	5 現金書留	6 口座振込 <small>(現金・キャッシュカード) <small>※振込手数料は寄附者負担になります。 <small>※ゆうちょ銀行では、現金での口座振込はできません。</small></small> </small>
① 市ホームページの寄附金ページにアクセスし、メールアドレスを入力してください。送られてきたメールに記載のURLにアクセスし、寄附情報を入力してください。入力画面で、支払方法を「クレジットカード」「インターネットバンキング」「コンビニ」の中から選び、必要事項を入力してください。 <small>こちらから入手できます</small> 	② メールで送られてくる支払番号を、コンビニのマルチ端末に入力し、レジでお支払いください。 <small>※セブンイレブンのみ直接レジへ支払番号をお伝えください。 <small>各コンビニのマルチ端末の操作方法も、メールでご案内します。</small></small>	① 寄附金を持って受付場所にお越しください。 <small><受付場所></small> <ul style="list-style-type: none"> ● 箕面市役所 ● ライフプラザ ● 豊川支所 ● 止々呂美支所 ② 申込書に記入し、窓口で寄附金をお支払いください。	① 電話や市ホームページで申込書を手入力してください。 <small>箕面市から申込書を郵便・メールで送付します</small> 	② 申込書に記入し、箕面市に郵便・メール・ファックスで送付またはご持参ください。 ③ 申込書記載の銀行口座に、寄附金をお振り込みください。
箕面市から受付メールを送信します		箕面市から領収書・ワンストップ特例申請書を送付します		箕面市から納付書・ワンストップ特例申請書を送付します。 ③ 納付書を使って銀行で寄附金をお支払いいただき、領収書をお受け取りください。
寄附手続き完了				
箕面市から謝礼品をお送りします!				

税の軽減を受ける方法は2種類あり、必ずどちらかの方法で手続きをする必要があります。

<h3>箕面市にワンストップ特例申請書を送付する</h3> <p>箕面市から寄附者のみなさまにお送りするワンストップ特例申請書を箕面市に送付するだけでOK!翌年度分の住民税が軽減されます。</p>  <p>送付期限 寄附の翌年の1月10日まで</p>	<h3>確定申告をする</h3> <p>こんな場合は確定申告を</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費控除を受けるかた、自営業のかたなど、ふるさと納税以外に確定申告をする必要がある場合 ● 1年間(1月～12月)に6つ以上の自治体にふるさと納税をした場合 <p>↓</p> <p>寄附時にお渡しする領収書を確定申告書に添付してください。寄附年の所得税と、寄附翌年の住民税が軽減されます。</p>
--	---

※箕面市へのふるさと納税の詳細については、市ホームページ「みんなの箕面の緑の寄附金(箕面市ふるさと寄附金)」をご覧ください。

<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyau/hurusatokihukin/home.html>

これからの取り組み

もっと多くのかたにふるさと納税制度を通じて箕面市を応援していただきたいと考えています。そのためのきっかけとなる謝礼品のより一層の充実を図っていきます。

また、民間のふるさと納税サイトを活用し、寄附しやすい環境の整備を検討していきます。